

諮問番号：令和２年度諮問第３号

答申番号：令和３年度答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、認容されるべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 審査請求に係る処分

審査請求人は、平成２５年３月１９日、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第１９条第４項に基づき「保護の実施機関」たる伊丹市長から委任を受けた伊丹市福祉事務所長（以下「処分庁」という）に対して、保護の申請を行った。これを受けて、処分庁は、平成２５年３月２７日に、審査請求人に対し、保護開始決定を行った。

処分庁は、令和元年８月８日に平成３１年課税調査を実施したところ、これにより、審査請求人に平成３０年３月分から平成３１年３月分までの間に未申告の給与収入があったことを把握した。そのため、処分庁は、法第７８条に基づく返還決定を行うと同時に、法第７８条に基づく加算額の決定を行った（以下、「本件処分」という。）。

２ 審査請求

審査請求人は、令和２年２月１３日に本件処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

第３ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

(１) 処分庁作成の「生活保護法第７８条の適用通知書」記載の「○株式会社から就労収入が支給されていた」が、審査請求人から「収入申告がなかったため」生活保護法第７８条の不正受給にあたるとする認定については、令和元年１１月１５日に知った。

(２) しかし、

① 処分庁の当時の担当者の○氏に働くことを伝えていたし、

② 働き先の○の店長○に就職届出書に署名、押印をしてもらって提出し、職場で制服として使用する靴とパンツの領収書も処分庁に提出していたが、処分庁からは面会でも電話でも、収入報告書の提出を促されなかったため、この点の報告は行っていない。このように、収入報告書の提出を促されなかったから提出しなかっただけということ、現在の担当者である△氏にも何度も説明したが、報告書が提出されていないことだけを理由に、不正受給として返還を求められること、不正受給として加算金を徴収されることには不満がある。

(３) 担当者の○氏が、審査請求人が処分庁に提出した書類をなくし、審査請求人が処分庁に

伝えたことについてメモや記録を残していないというの、働いていることを伝えているのに報告書を提出するように促すこともなかったの、陰謀によりはめられたというほかない。

審査請求人が提出した書類をなくしたり、伝えたことについてわざとメモや記録を残さなかったりするの、職務の怠慢と言わざるを得ない。

(4) よって、本件処分の取り消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 生活保護法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されているが、今回、審査請求人はこの届出義務を怠っている。審査請求人自身も、収入申告の提出を行っていないことは認めており、課税調査にて平成30年3月分～平成31年3月分の給与収入があった事実が発覚したことから、法第78条に基づく返還決定を行うと同時に、不正に保護を受給していたと認められる期間が1年を超えるため、法第78条に基づく加算額の決定を行った。

なお、法第78条に基づく返還決定においては、必要最小限の実費（所得税、社会保険料）を除きすべて収入額としてとらえ返還させることとしており、審査請求人が主張する「控除額」については、必要最小限の実費（所得税、社会保険料）の範囲でしか認められないところ、本件処分において、返還決定額を計算する上で所得税の控除は認めており妥当である。

よって、本件処分に違法、不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

(2) また、審査請求人は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの審査請求人の担当者（ケースワーカー）に対して、就職届出書や仕事で使用する衣服、靴等に関する領収書等の提出を行ったと主張しているが、当該担当者に聞き取りを行っても、そのような事実は確認できなかった。

さらに、厚生労働省社会・援護局長通知第8-3 勤労控除の取扱い（1）基礎控除 アにて、「基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれ認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の収入金額別区分に基づき認定すること。」とされているため、被保護者は、勤労収入の状況に変動があり、福祉事務所長にその旨の届け出をしなければ、勤労収入に対しての基礎控除は認定されない。

(3) なお、本件処分に至るまでの経緯は、下記のとおりである。

- ① 平成25年3月19日に、処分庁は、審査請求人から生活保護申請を受理した。なお、この際、「生活保護申請にかかる誓約書」が審査請求人から提出されている。
- ② 平成25年3月27日に、処分庁は生活保護開始決定を行った。
- ③ 前記生活保護開始決定を受けて、平成25年4月5日に、処分庁は、収入申告の義務について説明を行い、「確認書」を受理した。

- ④ 令和元年6月25日に、審査請求人に「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」を送付し、年1回、世帯主及び世帯員等に、すべての収入について正確に申告するとともに、申告している内容に変動があった場合には、速やかに届け出る義務があることを周知している。なお、平成30年6月22日についても同様に提出を求めている。
- ⑤ 令和元年8月8日、平成31年課税調査を実施したところ、審査請求人が平成30年1月～平成30年12月の間の給与収入があった旨の届出を行っていないことが発覚した。
- ⑥ このことを令和元年8月14日に、審査請求人に伝えたところ、同月21日に、審査請求人から未申告であった給与明細を受理し、平成30年3月分～令和元年7月分の給与収入があった旨の届出を行っていないことが発覚した。同月29日、未届けの給与収入のうち、令和元年5月分～7月分の給与収入については、令和元年6月1日～8月1日付で収入認定した。
- ⑦ 令和元年9月12日、ケース検討会議にて、課税調査で判明した未申告収入についての検討を行った結果、平成30年分(平成30年3月分～11月分)の就労収入195,170円から必要経費(所得税4,816円)を除いた190,354円と平成30年12月分～平成31年4月分の収入77,964円を合わせた268,318円を法第78条に基づき返還対象とすることとし、同年10月3日、その旨の決定を行った。
- ⑧ 令和元年10月4日、ケース検討会議にて、前項⑦で決定した268,318円の返還決定額について、生活保護法第78条に基づく加算額の決定に係る基準要綱(以下「本件要綱」という。)に基づき、本件要綱第2条第1号(不正受給開始月から不正発見までの期間のうち、不正に保護を受給していたと認められる期間が1年を超える等、長期間にわたるもの)に該当することから、返還決定額268,318円に100分の10を乗じて得た額26,831円を法第78条に基づく加算額として返還対象とすることとし、同年11月5日、その旨の決定をした。
- ⑨ 令和元年11月13日、前記⑦⑧に関する法第78条の適用通知書を審査請求人に送付した。同通知書には、行政手続法第14条に基づき、不利益処分を記載しているし、行政不服審査法第82条に基づき、審査庁に対して不服申立てができる旨及び不服申立てをすることができる期間を記載し、審査請求人に対する教示も行っている。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 口頭意見陳述における陳述の概要は、以下のとおりである

ア 審査請求人の意見

審査請求人は、知人の働いている店で働くことになったので、当時の担当者の○氏にそのことを報告したら、書類を提出してくださいと言われたので、平成30年2月か3月ころ

に会社に書類を作成してもらった。また、制服代が控除されるとも聞いたので制服のズボンと靴の領収書をもらい(シャツは支給だった。), 会社に作成してもらった書類と一緒に、処分庁に送付した。

働く日数は、前記○氏に控除額の表を送ってもらい、1万5,400円までなら控除されるということだったので、そのことも参考にして店長と相談して決めた。

控除額の範囲で働くようになってから、当時の担当者の○氏からは、収入について書類を提出してくださいという電話連絡も、面接もなく、自分は控除額内だから出さなくていいのかなと思った。それまでは、何か出してくださいという連絡があったが、働き始めたあとは、それもなくなっており、現在の担当者の△氏に働いていることを指摘され、収入申告が必要であることを初めて認識して、現在に至っている。

就職したときに○氏から送られてきた書類に、働き先の店長に名前と押印をしてもらったことは、今働いているところの店長も証言してくれるし、郵送した書類や領収書を紛失するとは思っていなかったので、コピーはとっていない。

平成30年6月ごろに収入申告の提出に係る書類を受け取ったかどうかは覚えていない。○氏の前の担当者は、提出しなければいけないものを提出しなかったら督促の電話がかかってきたり、訪問があったりしたが、○氏は訪問も電話もなかった。例えば連絡があれば提出できていたが、連絡がないので書類自体も見えていないし、封もあけていない。収入報告を出していないのは確かでその点は自分の落ち度だと反省している。なお、担当が○氏から変わったあと、令和元年6月ごろに送付された収入申告の提出に係る書類もあけていない。

イ 処分庁の意見

審査請求人は、当時の担当者に働き始めたことを報告したという。就職したなら就職の届出義務が発生し、収入が発生した場合は収入を申告してもらう必要があるが、その旨を説明したことは記録されていない。家庭訪問しても不在が続き、収入についてのやりとりをしたことが認められない。

審査請求人は、就職したときに書類を作成してもらって、領収書と一緒に送付したというが、そうした事実は確認できない。担当課に送付されてきた書類については、担当者ごとに分け、職員が中身を確認して受理印を押して、ケースファイルに綴じることになるが、ケースファイルを全て確認しても、審査請求人が提出したという書類は確認できなかった。

収入申告書の提出を求める書類は、生活保護受給者に対して一斉に送付しているが、審査請求人宛の書類が、返送されてきた等の事情はない。訪問頻度は、保護世帯によって異なり、審査請求人の場合は、3か月に1回という形であった。

(2) 提出された資料や口頭意見陳述の結果、認定できる事実は、以下のとおりである。

ア 平成25年3月19日、審査請求人は生活保護法による保護を申請するにあたって、「収入申告書により申告した総収入に関する事」「その他、将来において見込のある収入に関する事」について確認・承認し、申告する内容について間違いのないことを誓約する旨の「生活保護申請にかかる誓約書」に自署、押印している。

イ 生活保護の支給決定がなされた後の平成25年4月5日、審査請求人は、「生活保護法第

61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること」「不実の申告があった場合、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は『不実の申告』と福祉事務所に判断される場合があること」「そのため、世帯全体の収入（給与・年金・手当・仕送り等）に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告しなければならないこと」などを福祉事務所担当者から説明を受け、理解した旨の「確認書」に署名し、押印している。

ウ 平成30年3月ころに勤務を始めた直後の平成30年6月22日付で、「保護を受給されている方は収入があれば届け出なければならない」「収入があった場合には、必ず申告を行ってください。」「正しく届け出をしていただければ、就労収入に対しては基礎控除が適用され、金額に応じて収入の一部を認定しない（生活保護費から差し引かない）取り扱いがされますが、届け出が無かった場合には適用されません。」「収入の申告漏れを防ぐため、福祉事務所では毎年課税調査を行っています」などと記載された「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」と題する書類（重要部分については、太字ないしは下線、あるいはその両方が表示されたもの）が、「収入申告書」の定型用紙と同時に、審査請求人に送付されている。

また、令和元年6月25日付で、前記と同様の内容の記載がある「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」と題する書類、「収入申告書」の定型用紙が、審査請求人に送付されている。

エ 審査請求人は、平成30年3月ころから、〇株式会社が運営する〇で勤務を始め、最初の給料の支払いが同年4月13日になされ、現在に至っている。

平成30年4月～12月に支給された給与の総額（平成30年3月分～11月分）の総支給額は195,170円であり源泉所得税として控除された4,816円を除いた190,354円を受領した。また、平成30年12月分～平成31年4月分（平成31年1月～令和元年5月支給分）の総支給額77,964円も受領した。その合計額は、268,318円となる。

しかしながら、審査請求人は、令和元年8月8日に処分庁が平成31年度課税調査を実施し、収入申告がない旨を指摘するまで、この旨の収入申告書を提出していなかった。

カ その結果、平成30年4月～令和元年5月までに得ていた受領額全額の268,318円について法第78条により返還対象とすることを決定し、令和元年11月13日付の「生活保護法第78条の適用通知書」にて、その旨を審査請求人に通知した。また、この受給については、不正に受給していたと認められる期間が1年を超えるため、生活保護法第78条に基づく加算額の決定に係る基準要綱第2条第1号に基づき、徴収決定額に100分の10を乗じて得た加算金26,831円の返還を求める旨を決定し、同日付の「生活保護法第78条の適用通知書」にて、その旨を審査請求人に通知した。

キ 審査請求人が勤務を始め、給与の支給を受け始めた前後の処分庁の担当者とのやりとりは、以下のとおりである。

① 平成30年2月19日、審査請求人から電話連絡があり、母が施設に入ったら自立

したいので仕事を探しているが、条件にあった職場がない旨の相談があった。

- ② 平成30年2月20日、審査請求人から電話連絡があり、老眼が始まったので眼鏡を作成したい旨の申し出があった。
- ③ 平成30年2月21日、審査請求人から電話連絡があり、①と同様の旨の相談があった。
- ④ 平成30年2月22日、審査請求人から電話連絡があり、審査請求人の母が施設に入った場合は、出ていくように言われた旨の相談があった。
- ⑤ 平成30年3月19日、②に関し、〇から22,454円の請求書の提出を受けたので、一時扶助認定をした。
- ⑥ 平成30年3月26日、審査請求人宅を訪問したが、審査請求人の母しかおらず、審査請求人は不在であった。
- ⑦ 平成30年6月29日、審査請求人宅を訪問したが、不在だったので、連絡票を投函した。
- ⑧ 平成30年9月27日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面談し、審査請求人や同人の母の健康状態や審査請求人が関与する交通事故の示談状況について聞き取った。
- ⑨ 平成30年12月12日、審査請求人宅を訪問したが、不在だったので、連絡票を投函した（以上、担当者は〇氏）。
- ⑩ 令和元年6月3日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面談し、審査請求人や同人の母の健康状態、生活状況について聞き取った。
- ⑪ 令和元年8月14日、課税調査にて、審査請求人の給与収入が判明したことを、電話連絡したところ、審査請求人は、週1回就労しているが、収入は基礎控除内であるため申告していなかった、就労開始している旨は、前の担当者に伝えている旨の回答があった。
- ⑫ 令和元年8月19日、処分庁の担当者が審査請求人に電話し、審査請求人が提出しているという就労に必要となる服を購入した際のレシートは見つからない旨を伝えた（以上、担当者は△氏）。

ク 審査請求人は、就労を始めた当時、就職届出書を就労先の店長に作成してもらったと主張し、その旨を記載した〇の書類の提出もある。この書類が真正に作成されたものであるとすれば、審査請求人の生活保護費の支給について、なんら利害関係のない前記〇が認める以上は、就職届出書が作成されたものと認定できる。また、審査請求人には、就職届出書についての知識が欠けると思われるので、就職届出書の定型用紙を受け取っていたことから、当時の担当者に就職について、相談を行っていたという限度では認めることができる。

しかしながら、現在の日本の郵便事情によれば、審査請求人の述べるとおり、就職届出書の提出が郵送でなされたのであれば、審査請求人の記録一式の中に保管されているはずであるが、これが認められないこと、平成30年2月19日、同月21日に、審査請求人から架電にて就労相談を受けているが、就労を決定した旨の申告はないこと、むしろ、担当者は、体調がすぐれないのであれば、就労を急ぐ必要はない旨を述べていること、その

後、同年2月22日には、架電にて転居についての相談がなされ、同年9月27日には訪問して面談もなされているが、就労についての話題がなされた形跡が確認できないことなどからすると、当時の担当者に就職したと伝えたことや就職届出書の提出があったことまでは認定できない。

また、審査請求人は、就労に際して必要となった制服のズボンと靴の領収書を、収入から控除してもらうために郵送にて提出したと主張するが、そのとおりであれば就職届出書と同様に審査請求人の記録一式の中に保管されているはずであるのに、これが認められないこと、収入から控除してもらうために領収書が問題となるのは、収入申告があることが前提となるが、収入申告がないことには争いがないこと、同様に提出があった老眼鏡の請求については、記録が残っており、一時扶助認定がなされていることなどからすると、これらの領収書の提出があったこともまた認定はできない。

(3) 不正受給と認定したことの妥当性について

ア 審査請求人は、収入申告書を提出しなかったこと自体は争わない。しかしながら、①処分庁の当時の担当者の○氏に働くことを伝えていたこと、②働き先の○の店長○に就職届出書に署名、押印をしてもらって提出し、職場で制服として使用する靴とパンツの領収書も処分庁に提出していたこと、さらには③基礎控除額内なので、審査請求人は収入申告の必要がないと思っていたこと、④そのように考えたのは、当時の担当者の自宅への訪問や連絡は少なく、収入申告書の提出を促されなかったからであること、⑤処分庁から送付されてきた収入申告をを求める書類は封を開けておらず見ていないことを理由に、不正受給として、返還を求められることを否定する。

イ ①④の審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、収入申告書の提出をしなかったのは、当時の担当者に働くことを伝えていたのに、収入申告書の提出を促されなかったからであるというものである。

しかしながら前記認定のとおり、当時の担当者は、就職について相談を受けていたに過ぎず、就職したということまで聞いていたとは認められない(前記2(2)ク)から、審査請求人に収入申告書を提出するように、当時の担当者に求めることは無理がある。仮に、当時の担当者から、収入申告書を提出するように求められなかったとしても、生活保護を申請にするにあたって、収入にかかる内容を確認する誓約書を提出していること(前記2(2)ア)、生活保護の支給決定がなされた後も、収入申告について説明を受け、確認書を提出していること(前記2(2)イ)、毎年6月ころに収入があれば収入申告をするように促す旨を記載したうえで収入申告書の定型用紙が送付されていること(前記2(2)ウ)からすれば、収入申告しなければならないことは、容易に認識できたといえ、提出を促されなかったことを、収入申告書を提出しなかったことを正当化する事由とみることはできない。

また、審査請求人の担当者は、平成30年12月から令和元年6月までの間に担当者変更があったからか、この間だけは6か月程度訪問が空いているものの、おおむね3か月に1度程度は、審査請求人方を訪問していることが認められるし、老眼鏡の購入費用の手続きや交通事故の示談状況の聞き取り、大家から出ていくように言われた際の対応などにも適切に対応していることからすると、担当者の訪問や連絡が少なかったということではでき

ず、担当者の対応を、収入申告書を提出しなかった理由とできるものでもない。

ウ ②の審査請求人の主張について

就職届出書が作成されたと認められることは前記認定（前記2(2)ク）のとおりである。しかしながら、就職届出書が作成されただけでは、処分庁は就職したことを認識できない。処分庁が就職したことを認識できたというためには、まずはその提出が必要となるが、その提出があったとまでは認められない。

よって、就職届出書が作成されたことのみをもっては、収入申告書を提出しなかったことを正当化するものとはならない。

エ ③の審査請求人の主張について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3(1)では、勤労収入については、「基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額」から、同次官通知第8-3(4)で規定する勤労に伴う必要経費のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費を控除できるとし、同次官通知第8-3(4)では、勤労に伴う必要経費として、勤労収入、農業収入、農業以外の自営収入を得ているものについては、別表「基礎控除額表」の額を認定できるとしている。この点、確かに、月によっては、審査請求人の収入額が基礎控除額に満たない場合もある。しかしながら、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8-3 勤労控除の取扱い(1)基礎控除アにて、「基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。」とされていることから、基礎控除を含む勤労控除を受けるためには、収入申告をまずは行い収入認定がされることが前提となっているといえるのであって、基礎控除に満たないから、収入申告しなくても構わないとは言えない。

オ ⑤の審査請求人の主張について

確かに、処分庁から送付されてきた収入申告を求める書類の封を開いていないとすれば、収入申告書を提出しなければならぬと認識する機会が減少することになるので、収入申告書を提出する契機がなくなるとは言える。

ただ、郵送し、送付先に到達した郵便物についての開封は、郵送を受けた審査請求人の対応に、処分庁としては委ねざるを得ない。したがって、仮に郵送されてきた郵送物の封を開けずに、郵送物に記載されている内容を審査請求人が認識しえなかったとしても、封を開けなかったことによって生じる不利益は、封を開けることさえしなかった審査請求人に帰責されると言わざるを得ない。

よって、この点も、収入申告書を提出しなかったことを正当化するものとはならない。

カ 以上から、審査請求人が収入申告書を提出しなかったことを正当化する事情は存在しないと認めざるを得ず、収入申告書の提出がなかった以上は、審査請求人の収入を不正受給と判断した処分庁の判断は、妥当なものというほかない。

(4) 返還対象額について

ア 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け・・・た者があるときは、・・・その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する・・・ことができる」と規定している。その費用の額の一部を徴収することができる」と規定しているのは、支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を指すものであり、支給した保護費の全部が不正受給であるのに、返還を求める額を、裁量により一部にとどめることを認めた規定とは解釈されない。

したがって、裁量により、返還を求める額を減少させる余地はない。

イ もっとも、前述のとおり、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3（1）では、勤労収入については、「基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額」から、勤労に伴う必要経費や実費を控除できるとしており、返還を求める場合においても、この点が影響を与えるかが、次に問題となる。

この点、収入額の認定において、勤労に伴う必要経費や実費が控除されるのは、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるのであって、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当でなく、必要最小限の実費を除き、すべて徴収の対象とされるべきであり、基礎控除相当分について減額する必要はないと考えるべきである。

また、審査請求人は、職場で制服として使用する靴とパンツの領収書があったと主張するところ、これが勤労に伴う必要経費に該当するか、実費に該当するかはさておいたとしても、収入の届出がない本件でこの点を考慮する必要はないし、もとより、審査請求人主張の領収書の存在が認められない以上は、これを控除することはできない。

ウ したがって、平成30年3月分から平成31年4月分までの収入から、必要最小限の実費として認められる所得税4,816円のみを控除した268,318円を返還対象額としたこともまた、妥当といえる。

(5) 加算額

法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け・・・た者があるときは、・・・その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定している。

これを踏まえて、本件要綱第2条は、同条第1号の「不正受給開始月から不正発見までの期間のうち、不正に保護を受給していたと認められる期間が1年を超える等、長期間にわたるもの」に該当する場合は、「それぞれ78条決定の額に100分の10を乗じて得た額を加算するものとする」と規定している。

したがって、返還決定額268,318円に100分の10を乗じて得た額26,831円を法第78条に基づく加算額として返還対象とした点も妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和3年1月29日 諮問

令和3年3月 2日 調査審議

令和3年5月21日 調査審議

令和3年7月 2日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 法63条と法78条1項の適用関係について

法78条1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解される。(参照、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年社援保発第0330001号)(以下「手引」という)。また、法85条1項本文は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」と定めている。

他方、法63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とし、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定している。被保護者に未申告の収入があり、過支給となった保護がある場合で、法78条1項が適用されないときには、法63条を適用し、その返還を求めるべきものと解するのが相当である。

その上で、法78条1項と法63条の適用関係について検討する。

法78条1項の趣旨は、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとするにありと解される。同項が適用されると、当該不正受給額の全部が必要的に徴収される上、その4割以下の額が制裁として徴収され得ることに加え、犯罪として懲役刑を科される可能性もある。これに対し、法63条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」の返還で足り、裁量により、当該未申告分の収入の一部の返還で足りるものとされている。

このような法78条1項の趣旨、同項と法63条の要件及び効果の差異、特に、法78条1項の要件と刑罰法規である法85条1項本文の構成要件とが同一文言によって規定されていることからすれば、上記「手引」にもあるように、法78条1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法63条を適用すべきものと解するのが相当である。そして、申告等にあたり明らかに作為を加えた場合や虚偽の説明を行ったような行為のように、事実を故意に隠蔽したものと評価できることが明確な場合ではなく、本件のように、申告について不作為があって保護の実施機関の課税調査等により収入が判明した場合、被保護者の収入

未申告等の行為が事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為に当たるかどうかは、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて検討すべきである。(参照、神戸地判平成30年2月9日賃金と社会保障1740号17頁)

2 本件について

(1) 審査請求人は、生活保護の申請時に、収入についての届出義務が記載された書面を承認し、申告する内容について間違いのないことを誓約する旨の「生活保護申請にかかる誓約書」に署名し、押印した。また、審査請求人は、生活保護の支給決定がなされた後に、収入についての届出義務について福祉事務所担当者から説明を受け、「確認書」に署名し、押印している。更に、平成30年6月22日頃及び令和元年6月25日頃に、前記と同様の内容の記載がある書類について、処分庁から審査請求人に送付されている。

上記の点を踏まえると、審査請求人は、自らの収入について届出義務があること自体は理解していたことが認められる。

しかし、当審査会は、1で述べたように、法78条1項を自らの収入について届出義務があることを認識しつつ届出をしなかった場合のすべてに適用するのは広範にすぎ、被保護者の収入未申告等の行為が事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為に当たる場合にのみ限定的に適用すべきと考える。

(2) 上記判断枠組みを前提に本件を検討すると、まず、審査請求人に故意に収入を隠蔽する意図があれば、基礎控除額の範囲を超えて働き、その上で収入の届出を行わないことが考えられるが、審査請求人は、基礎控除額の範囲内で収入を得ており、収入を届出することを前提とした抑えた働き方をしていたとも考えられることからすると、故意に収入を隠蔽しようとしていたことは推認されない。

次に、就職届出書を就職先店長に記載してもらっていたことを就職先店長が供述しており、同供述が利害関係のない第三者のものであることを踏まえるとこの供述は信用できる。就職届出書を作成したことは収入を届出することを前提とした行動であり、故意に収入を隠蔽しようとしていたことは推認されない。また、就職届出書が処分庁から審査請求人に交付されたものであることから、処分庁と審査請求人が少なくとも就職を前提とした相談をしていたことが推認されるところ、そもそも収入を隠蔽するつもりであれば相談などしないことが通常であるから、このことから故意に収入を隠蔽しようとしていたことは推認されない。

さらに、審査請求人は、就労時に購入した衣服の領収書を提出しようとしていた旨主張しており、このことから故意に収入を隠蔽しようとしていたことは推認されない。

むしろ、上記各事情に加え、審査請求人が同居する母が平成27年5月に交通事故に遭ったことから、それにより要介護者となった母を介助し、交通事故の相手方との交渉する中で精神的に不安定になっていた時期であることをも合わせて考慮すると、審査請求人は、収入を届出しようとする意思がありながら、それを失念してしまったとも考えられる。

従って、審査請求人の収入未申告の不作为は、事実を故意に隠蔽したものと評価できる

行為とまではいえず，法78条1項を適用すべきではない。

(3) よって，本件処分は，法63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきであったところ，法78条第1項に基づいてされた点において，違法である。

(4) 以上より，本件審査請求は，第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史